

## 「日本のひなた宮崎県」関係人口創出デジタルマーケティング事業業務委託仕様書

### 1 主旨

本県では「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズのもと、本県の魅力度及び認知度の向上に繋がる取組を行っている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新たなプロモーションの展開が求められる中で、本県の魅力度及び認知度の向上に効果的なデジタルマーケティング手法を確立するため、本業務では、インターネット等を活用した本県に関する興味・関心事項の分析や、「みやざき応援隊」等の活動状況により、傾向分析を行う。

また、デジタルメディアの活用や、既存のWEBサイトの改修により、本県の魅力度及び認知度の向上を図るとともに、県産品の消費拡大・販売促進、ふるさと納税による本県への寄附額増加を図るなど、関係人口の創出に繋がるより効果的なプロモーションへ転換していくことを目的とする。

### 2 具体的な業務内容

#### (1) 現状分析

##### ①インターネット等を活用した本県に関する傾向分析

GoogleやYahoo!などの検索サイトの検索エンジンに入力される本県に関わるキーワード等を分析し、各年代や性別などの属性毎に、本県の観光、県産品等どのようなことに関心・興味を持たれているのか傾向分析を行うこと。

##### ②SNSによる本県情報の拡散状況の分析

SNS等により本県に関するどのような情報が発信されているか、状況分析を行うこと。また、発信情報がどのような年齢・性別の方にリサーチされているのかなどの傾向分析を行うこと。

##### ③「みやざき応援隊」へのアンケート調査

上記②で不足する情報はアンケート調査を実施し補足すること。

##### 【調査項目】

- ・各自で行っている本県PRの状況について
- ・本県に対する関心項目
- ・各自が感じている本県の魅力について 等

##### ④既存サイトの分析

本課で運用しているWEBサイトの閲覧状況等の分析調査を行うこと。

#### (2) デジタルマーケティング施策の展開

上記(1)で把握した実態をもとに、本県の関係人口増加につながる効果的と考えられる施策を展開する。

##### ①動画・静止画等制作・配信

本県の魅力を最大限に発信し、本県へ興味を抱くことに繋がる広告用動画を制作し、動画投稿・配信サイトや検索エンジントップページ等において配信すること。

##### ②広告等コンテンツ作成・配信

本県の魅力発信に繋がるバナー広告を制作し、KONNEや本県のふるさと納税関

連のWEBサイトをリンク先として設定し誘導を図ること。なお、バナーを掲載するWEBサイトについては、より効果的な掲載媒体の選定を行うこと。

③「みやざき応援隊」の繋がりを強化する体制整備

「みやざき応援隊」の隊員同士の繋がりを強化するためのプラットフォーム等を構築するなど、隊員間で様々な情報を共有できる体制を整えること。

④「みやざき応援隊」への誘導

本県に興味を持っている方々をより多く囲い込み、「みやざき応援隊」へ誘導するためのターゲティング広告等のコンテンツを作成・配信すること。

⑤ 既存WEBサイトの改修

既存のWEBサイトを、本県の魅力が伝わり幅広い世代が利用しやすいサイトに改修し、県産品の紹介や、ふるさと納税に関する情報等を提供すること。

⑥その他

上記①から⑤に掲げる手法以外のデジタルマーケティング施策を適宜展開すること。（例）SNSの活用など。

(3) 効果測定及び分析

上記(1)及び(2)の各種取組により把握するデータを連動させることにより、下記について効果測定及び分析を行う。

①既存のWEBサイト分析

改修したWEBサイト内の項目別閲覧数や滞在時間等を検証し、効果的なコンテンツを分析すること。

②広告等コンテンツ作成・配信分析

広告リンク先への誘導数並びに「みやざき応援隊」の認定に繋がった件数により、効果的な広告の配信について分析すること。

③「みやざき応援隊」の活動分析

改修したWEBサイトや繋がりを強化するために構築したプラットフォーム等により、「みやざき応援隊」の活動がどのように変化したか、アンケート等により調査・分析を行うこと。

④個別分析

県産品販売状況や、ふるさと納税の寄附額の推移、みやざき応援隊の増加数を分析すること。

⑤その他

上記①から④に掲げる手法以外の効果測定及び分析を適宜実施すること。

(4) 報告会

県の求めに応じ、次のとおり報告会を実施する。

①中間報告会

分析終了後、県関係機関向けの中間報告会を開催すること。

②最終報告会

業務終了後、県関係機関向けの最終報告会を開催すること。

### 3 留意事項

企画全体に当たっては、次のことに留意すること。

- ・各業務に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。
- ・業務上必要な各種許可申請等については、受託事業者において行うこと。
- ・業務上必要なデータの取得については、県と連携すること。

### 4 成果品等の提出

#### (1) 事業実施報告書

履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

ア 仕様 A4縦、横書き、左綴じ

イ 提出部数 5部

#### (2) 成果物

事業実施報告書提出時に下記成果物についても併せて提出すること。

ア 各種分析データを収めたデータ 1式

イ 制作した広告コンテンツ、動画・静止画等を収めたデータ 1式

ウ 中間報告会、最終報告会で作成した資料 1式

### 5 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、関係者との連絡・調整を行うこと。

(2) 可能な限り事業の成果の把握に努めること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施に当たって疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。

(4) 事業内容の詳細については、企画提案競技により委託業者が決定した後、県との協議により変更することがある。

(5) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。

(6) 本事業で得られたデータ等については、県に帰属し、県の許可なくして使用・流用してはならない。

(7) 本事業の制作物及び二次的著作物の著作権は、県に帰属する。